

第3章

各論

- | | | |
|-------|-----|----------------------|
| 0 3 1 | 第1節 | 情報の収集・伝達体制の確立 |
| 0 3 4 | 第2節 | 初期消火体制の確立 |
| 0 3 6 | 第3節 | 災害時医療機関情報の把握と救護体制の確立 |
| 0 3 8 | 第4節 | 避難所における管理運営体制の確立 |
| 0 4 0 | 第5節 | 避難行動要支援者の把握等 |
| 0 4 2 | 第6節 | 災害ボランティアの体制整備 |
| 0 4 4 | 第7節 | 帰宅困難者の避難対策 |
| 0 4 6 | 第8節 | 津波等発生時の避難対策 |

第1節 情報の収集・伝達体制の確立

～災害時、確実な通信の確保～

【計画の目的】

災害時、正確な情報に基づいた災害対応を迅速に行うため関係機関及び自主防災組織との情報収集・伝達手段の確保及び円滑な運用を行うことを目的とする。

【達成目標】

災害時にも情報の伝達が円滑に行われるよう、通信手段の確保や定期的な訓練実施及び代替連絡手段を確保する。

区 役所 の役割

災害時の通信手段の確保

平常時の通信手段に加え、災害時（停電及び通信回線の遮断時）においても区災害対策本部にて通信手段を確保し、関係機関との連絡調整や避難の呼びかけ等を実施する。

| 災害時通信手段 | |
|---------------------|---|
| 防災情報システム | 停電時においても、発電機や蓄電池により電源を供給し、関係機関との通信手段を確保するよう努める。 |
| 移動系無線 | |
| 一般固定電話 | |
| 災害時優先電話 | |
| 防災無線 FAX | |
| 同報系無線（発信のみ） | |
| SNS（ツイッター等）やインターネット | |

通信訓練の実施

災害時に円滑に通信機器が操作できるよう、定期的な通信訓練を実施する。

通信手段の拡充

多様な通信手段を確保するため、最新の知見や技術の収集に努める。

区民の役割（自主防災組織）

災害時の情報収集及び通信手段の確保

- ・防災情報メール（おおさか防災ネット）の登録や、防災アプリ、ラジオ等を準備し、正確な情報を収集する。
- ・居住する地域内の被災状況等を隣近所で共有できる関係性を構築する。
- ・自主防災組織は、移動系無線機等において区災害対策本部と情報伝達できるよう体制を確立する。
- ・自主防災組織は区災害対策本部と情報伝達した内容を近隣住民等へ情報共有できるよう体制を確立する。

通信訓練の実施

- ・自主防災組織は災害時に移動系無線機を円滑に操作できるよう、定期的に区役所と通信訓練を実施し、自主防災組織間においても定期的に通信訓練を実施する。

事業者の役割

災害時の情報収集・伝達体制の確立

災害時の情報収集・伝達方法を定め、事業所内で共有する。

情報収集・伝達訓練の実施

災害時の情報収集・伝達方法について、定期的な訓練を行い、適時、検証し見直しを行う。

区役所、自主防災組織との連携

北区防災パートナー登録制度の検討や、情報関連機器の提供や情報発信等、可能な範囲での協力を努める。

第2節 初期消火体制の確立

～災害の未然防止、被害軽減～

【計画の目的】

火災等の拡大を防ぎ、区民の生命及び住家被害を最小限に留めることを目的とする。

【達成目標】

地域において火災発生時に迅速に行動できるよう、自主防災組織の強化及び定期的な訓練を実施する。

区役所の役割

自主防災組織の啓発活動

自主防災組織の活動内容を地域住民等へ周知し活動への参加を啓発する。

訓練支援

- ・北消防署と連携し、自主防災組織等が行う訓練を支援する。
- ・北消防署と連携し、可搬式ポンプ操作や救出救護等技術的な訓練を定期的を開催する。

啓発活動の実施

初期消火の必要性等について、北消防署と連携し地域住民等に周知する。

区民の役割（自主防災組織）

自主防災組織の強化

自主防災組織を強化するため、事業所や専門学校等に防災活動への参加を呼びかける。

防災訓練・防災講習会等の開催・参加

防災訓練・防災講習会等を定期的に開催し、参加を呼びかける。

防火、防災対策の実施

家庭内や地域での消火器や火災報知機の設置、防災素材の使用、可燃物の厳格な取り扱いを行う。

平時における防火の取り組み

地域内の消火器の設置場所や消防水利の確認を行う。

出火時には初期消火が迅速に行えるよう消火器設置場所周辺は常に整理しておく。

事

業者の役割

消火・救助体制の構築・強化

事業所の防火体制を構築し、体制の強化に努める。

防災訓練・講習会等の開催

初期消火訓練及び講習会等を定期的に開催する。

地域の防災活動への参加

自主防災組織等による防災訓練や防災講習会等への参加に努める。

防火、防災対策の実施

事業所内での消火器や火災報知機の設置、防災素材の使用、可燃物の厳格な取り扱いを行う。

施設、設備等について、災害に対する安全性を確保

施設の耐震性や耐火性等の確保及び既存施設の耐震診断や耐震補強に努める。

消火・救出用資機材の提供等

北区防災パートナー登録制度を検討し、消火・救出用資機材の提供等、可能な範囲での協力を努める。

第3節 災害時医療機関情報の把握と救護体制の確立

～助かる命を救える体制づくり～

【計画の目的】

災害時、区民の生命を守るため、負傷者等に対して速やかに医療活動ができる体制の確立を目的とする。

【達成目標】

北区と医師会等が連携し、救護所の開設・医師の派遣・医薬品の調達訓練を定期的実施する。

区役所の役割

情報体制の確立

自主防災組織や関係機関等からの情報を基に負傷者数や負傷程度、救護に必要な医薬品等を把握できる体制を確立する。

医師会派遣体制の確立

北区医師会及び大淀医師会と連携し避難所等へ医師等の派遣体制を確立する。

医療機関との連絡体制の確立

医療機関の被災状況や負傷者等の受入状況の確認体制を確立する。

区民の役割（自主防災組織）

安全な場所の確保

室内の家具転倒や落下等の発生箇所（危険箇所）を把握し、転倒防止等の対策を実施。

常備薬等の所持

- ・ 常用薬やお薬手帳等は非常時に持ち出せるよう準備しておく。
- ・ 持病等がある場合は、かかりつけ医等の情報をメモし持ち出せるよう準備しておく。

安否確認と救助体制の確立

近隣住民同士やマンション居住者内で安否確認方法や救助体制等について取り決めておく。

負傷者の応急救護

災害発生時に応急救護ができるよう定期的に防災訓練や応急手当等の講習会へ参加し知識ノウハウを身につけておく。

医療機関等との連絡体制の確立

自主防災組織等は負傷者の状況に応じ、医療や救護が受けられよう医療機関へ搬送できる体制を確立する。

事

業者の役割

安全な場所の確保

書類棚、コピー機等の転倒や落下等の危険箇所を把握し、転倒防止等の対策を実施する。

安否確認・救護体制の確立と訓練の実施

従業員の安否確認・救護体制が迅速に行われる体制を確立し、定期的な訓練等を実施する。

医薬品等の提供

北区防災パートナー登録制度を検討する等、医療品・医療関連資機材の提供や医療・看護・介護要員の派遣等可能な範囲で協力を努める。

第4節 避難所における管理運営体制の確立

～地域住民による自主運営～

【計画の目的】

災害時、地域が主体となり避難所運営組織を構築し、組織の各部門が確実に機能した管理運営体制の確立を目的とする。

【達成目標】

避難所の開設・運営を地域が主体的に行えるよう、北区役所と連携して避難所の開設・運営等のマニュアルを作成し要配慮者への支援、または感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓等を定期的に行う。

区 役所 の役割

自主防災組織と連携した避難所開設・運営訓練等の支援

自主防災組織による図上訓練、避難所開設訓練、防災マップづくりや感染症蔓延時における避難所開設・運営訓練等を支援する。

避難所開設・運営訓練等各種マニュアル作成の支援

避難所の開設・運営及び避難生活の秩序維持に向けたルールや感染症蔓延時を想定した各種マニュアルの作成。

避難所備蓄の配備及び管理

区の特性や感染症対策を踏まえた備蓄物資等を配備し在庫管理を行う。

職員による避難所運営の体制整備

区災害対策本部の班体制を整備し、状況に応じた職員派遣を行う。

感染症蔓延時を想定した訓練等の実施

感染症蔓延時の災害応急活動における訓練等を実施し検証を行う。



民

の役割（自主防災組織等）

避難所開設・運営訓練の実施

自主防災組織等を中心とする避難所運営組織は、定期的に防災訓練等（感染症対策を含む）を実施し、区民等は防災訓練等に積極的に参加し地域コミュニティの形成を築く。

地域の特性に応じた地区防災計画の作成

地域特性に応じた地区防災計画を作成し、避難所秩序の維持に向けたルール作りを行い、訓練等で実効性を確認し改善に努める。

避難所運営の協力

区民等は避難所で避難生活する中で、受け身になるのではなく、可能な範囲で避難所運営に協力する。



業者の役割

自主防災組織等と連携体制の構築

自主防災組織等が実施する防災訓練に参加し、災害時に避難所と連携できるよう関係性を構築する。

物資等の提供

北区防災パートナー登録制度を検討し、避難所用物資や労力等の提供に可能な範囲で協力を努める。

第5節 避難行動要支援者の把握等

～ 避難行動要支援者一人ひとりと支援者がつながる～

【計画の目的】

災害時、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の安全確保を図ることを目的とする。

【達成目標】

北消防署、北区社会福祉協議会、介護保険事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で避難行動要支援者の安否確認や避難支援の体制を確立する。

区 役所 の役割

福祉避難所の確保

自主防災組織等や福祉施設管理者の協力を得て福祉避難所を指定し、受入体制が整備できるよう支援を行う。

福祉避難所では、自らの施設内の避難行動要支援者の安全を確保するとともに、区をはじめとする行政と連携し、施設外の避難行動要支援者を受け入れるよう努める。

避難情報の伝達体制の確立

自主防災組織等、民生委員、福祉関係機関、警察署、消防署等と協力し避難行動要支援者及び支援者に対して、正確、迅速、確実に避難情報を伝達し、避難誘導する体制整備を図る。

避難行動要支援者名簿の作成

災害時における安否確認や避難支援のため、避難行動要支援者名簿を作成する。

個別避難計画の作成

避難行動要支援者に対する個別避難計画を作成する。



民の役割（自主防災組織等）

避難行動要支援者の安否確認

自主防災組織等は避難行動要支援者の安否を確認するための方法や体制等を確立する。



避難行動要支援者（家族）の役割

情報収集手段と避難先の確認

災害情報の収集手段の確保に努めるとともに、避難方法や避難先を確認する。

地域コミュニティへの参加

地域コミュニティへ参加し災害時に助け合える関係性を構築する。

防災訓練への参加

自主防災組織等による避難訓練、避難所開設・運営訓練等へ参加し関係性を構築する。



業者の役割

避難行動要支援者の安全確保

自主防災組織等による避難訓練、避難所開設・運営訓練等に参加し、事業所周辺における地域の実情等を把握し、災害時に自主防災組織等と連携した避難行動要支援者の避難等に協力する。

第6節 災害ボランティアの体制整備

～小さな支援が集まれば大きな助けにつながります～

【計画の目的】

ボランティア活動を行う意思のある個人や団体との連携を図り、災害が生じた場合において、各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できることを目的とする。

【達成目標】

ボランティア活動が円滑に行われるよう、北区社会福祉協議会等と連携した体制を確立する。

特に、災害時においても避難行動要支援者の支援が継続的にできるよう、北区社会福祉協議会等と連携した体制を確立する。

区役所の役割

災害ボランティアの受入れ体制の整備

北区社会福祉協議会等と連携し、迅速にボランティアセンターを立ち上げ、受け入れを開始できる体制を確立する。

災害ボランティアセンターの運営支援

北区社会福祉協議会等と情報共有し、災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。

災害ボランティア活動に対する住民への意識啓発

学習会等を通じてボランティア意識の高揚を図る。

社

会福祉協議会の役割

災害ボランティアセンターの設置・運営体制の確立

災害ボランティアの受け付け登録及び災害ボランティアニーズの把握とコーディネートを実施するために、被災状況に応じた災害ボランティアの派遣を行う災害ボランティアセンターを設置し、運営する体制を確立する。

災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施

区役所とともに災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を定期的に行い、設置手順や受入れ体制の確認を行う。

区

民

の役割（自主防災組織等）

災害ボランティア活動への参加

避難行動要支援者の見守り体制の整備

事

業者の役割

災害ボランティア活動への協力

北区防災パートナー登録制度等を検討する。また、災害時は事業継続に支障のない範囲で災害ボランティア活動へ協力する。

第7節 帰宅困難者の避難対策

～一斉帰宅を抑制することで混乱を防ぎます～

【計画の目的】

東日本大震災では、首都圏において、多くの帰宅困難者がターミナルに集中し、大きな混乱が発生するとともに、車道はタクシーやマイカーで渋滞し、緊急車両の通行が困難な状況であった。

区役所、区民、事業者が取り組むべきことを定め、一斉帰宅の抑制やターミナルにおける混乱を防止するための体制を確立する。

【達成目標】

帰宅困難者（屋外滞留者含む）の滞留スペース確保及び、行政、企業が帰宅困難者に支援できる環境づくりの構築

区役所の役割

啓発活動

帰宅困難者が生じたことによる混乱、事故等を防止するために一斉帰宅の抑制や滞留スペースの確保等について啓発活動を行う。

関係機関との連絡体制の構築と情報提供

鉄道事業者等と情報共有できる体制を構築し、帰宅困難者（屋外滞留者）に鉄道状況の情報提供を行う。



民

の役割（自主防災組織等）

自身（家族）が帰宅困難になった時の対応の確認

勤務先、通学先、買い物先や、通勤、通学途中等で災害が発生し帰宅困難（通勤、通学困難）になった時の、安否確認方法等を家族間で確認しておく。

避難行動をするための情報収集

災害発生時の被災場所により避難行動を判断するため、被害状況や公共交通機関等の正確な情報が収集できるよう情報収集先や手段をあらかじめ確認しておく。

事

業者の役割

従業員や施設利用者の一斉帰宅の抑制

出勤時・終業時・帰宅時等、発災時間帯を想定した行動ルールを定め、駅ターミナルに集まることのないよう従業員等に周知徹底を行う。

一斉帰宅を抑制するための滞留スペースの確保及び備蓄物資の拡充

駅ターミナル等の混乱防止や、救出・救護活動の妨げとならないよう、従業員や施設利用者を施設内で滞留できるスペースの確保や最低3日分の備蓄に努める。

帰宅困難者（屋外滞留者等）の受入

屋外滞留する帰宅困難者を一時的に滞留させる等、スペースの確保や受入方法についてあらかじめ検討しておく。

徒歩帰宅の準備

帰宅する必要がある従業員等を平時から把握し、徒歩帰宅ができる安全なルートを複数確認し、徒歩帰宅できる準備（スニーカーの用意等）を従業員に周知し安全確保に努める。

防災活動への協力・参加

北区防災パートナー登録制度を検討し、帰宅困難者への一時滞留スペースの提供等可能な範囲での協力を努める。

第8節 津波発生時の避難対策

～津波でんでんこ（自分が逃げることで、他の多くの人を救うことになる～

【計画の目的】

東日本大震災を教訓として、津波避難ビルの確保や浸水想定区域外への避難体制を確立することを目指す。

【達成目標】

津波被害からの避難方法等を区民、事業者等へ広く周知し、浸水区域内の地域において定期的な津波避難訓練を実施する。

区 役所 の役割

区民への啓発活動

津波の被害想定や避難方法等を広報紙やSNSを活用し啓発活動を実施する。

津波避難ビルの確保

早期避難を実現するため、企業や施設管理者へ津波避難ビルへの協力を啓発する。

関係機関との情報共有体制の構築

淀川左岸水防事務組合等の関係機関と情報共有ができる体制を構築する。

区 民 の役割（自主防災組織等）

津波等の水害想定知識の習得や避難訓練の実施

防災学習会等を通じて津波等の水害想定知識を習得し、避難方法、避難経路、避難先、安否確認方法を確認しておく。

自主防災組織は定期的に津波避難訓練を実施し、迅速に避難できるよう計画する。

津波（水害）避難訓練への参加

自主防災組織等が実施する避難訓練に積極的に参加し、地域住民同士で関係性を構築する。

津波避難ビル確保に向けた協力

自主防災組織等は周辺事業所等と平時から地域特性等を共有し、協力を得ながら水害時の避難場所の確保に努める。

近隣の避難先と避難方法の確認

自宅周辺の浸水深や地形等を把握し、浸水区域外への避難経路や近隣の津波避難ビル等を確認しておく。

事

業者の役割

津波災害時の避難行動等の計画策定

津波災害時に従業員や施設利用者等が迅速に避難できるよう行動計画を策定する。

津波避難訓練の実施

策定した計画に基づいた訓練を定期的 to 実施し避難方法等を確認しておく。

津波避難ビルへの登録や地域への貢献

津波避難ビルへの登録を検討し、津波（水害）発生時の緊急避難先として可能な範囲で地域住民の受入体制を整備する。

施設の浸水対策

地下空間を有する事業所においては、浸水想定を把握し重要書類等の保管場所の移設等を検討するとともに、従業員等の避難体制や避難誘導に関する避難計画を策定しておく。

また、地下空間で接続する事業者間で協力体制を構築し、共同訓練等の実施に努める。

津波 てんでんこ

宝永4年(1707年)に発生した宝永地震は、南海トラフのほぼ全域にわたってプレート間の断層破壊が発生したと推定され、記録に残る日本最大級の地震とされてきました。この地震による津波が大阪に大きな被害をもたらしたことが語り継がれていますが、震度面でも、堂島付近で震度7の大きな揺れが生じたとの記録も残されています。